

Title	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律(昭和19年法4号)と会社法967条の罪(取締役等の贈収賄罪 [利益收受等罪])
Sub Title	Act for revision of economic criminal laws (Act No. 4 of 1944) and the crime of article 967 of the 2005 companies act (crime of bribery [accepting economic benefits] by directors, and etc.)
Author	伊東, 研祐(Ito, Kensuke)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2016
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.34 (2016. 3) ,p.1- 26
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20160325-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和 19 年法 4 号）と 会社法 967 条の罪（取締役等の贈収賄罪〔利益收受等罪〕）

伊 東 研 祐

- 1 はじめに——本稿の目的と構成
- 2 国家総動員法（昭和 13 年法 55 号）、同法改正法（昭和 16 年法 19 号）及び国家総動員法第 18 条ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官庁ノ職權ヲ行ハシムルコトニ関スル法律（昭和 17 年法 15 号）と経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和 19 年法 4 号）
- 3 昭和 16 年刑法一部改正法（昭和 16 年法 61 号）、戦時刑事特別法改正法（昭和 18 年法 107 号）と経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和 19 年法 4 号）
- 4 経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和 19 年法 4 号）と会社法 967 条の罪（取締役等の贈収賄罪〔利益收受等罪〕）
- 5 おわりに——結論に代えて

1 はじめに——本稿の目的と構成

(1) 本稿の目的

現行会社法 967 条の罪（取締役等の贈収賄罪〔利益收受等罪〕）は、周知のとおり、昭和 13 年法 72 号による第 2 次商法改正において新設された商法（旧）493 条の罪を基本的に引き継いだものであり、同時に置かれた特別背任罪（商（旧）486 条）等と共に取締役等の責任強化策の一環として設けられたものである¹⁾。その法益あるいは罪質については、現在の判例及び学説の一般的理解に拠れば、特別背任罪のそれらが——当否は措くとして——「会社の財産」あるいは「本人たる会社に対して負う職務上の任務に違背することによる会社の財産的損害の惹起」と解されているにも拘わらず、「会社の役職員の職務〔遂行〕の公正さとこれに対する社会一般の信頼」とされている²⁾。刑法の賄賂罪の延

長線上で捉える解釈として、あるいは、刑法 197 条自体を含めた同条以下の賄賂罪規定の整備・新增設は昭和 16 年刑法一部改正（法 61 号）によるものであるので、既に長らく抱かれてきていた共通の視座の先行する部分的実現と捉える解釈として、それら自体は、立法経緯・過程からも支持され得ると思われるところであるが³⁾、判例・学説の一般的に理解する商法罰則ないし会社法罰則の全体的方向性（会社の財産ないし利益の保護・保全）に鑑みれば異質であることは否定できず、特別背任罪の解釈等との整合性をも顧慮しつつ、有力な異論がかねてより提起されている。すなわち、取締役等の贈収賄罪〔利益收受等罪〕を「会社に財産上の損害を与えるおそれのあるような職務違反行為の対価として収賄したときにのみ成立が認められる」罪であって、「特別背任罪の補充規定として、会社に現実の損害を与えなかった場合に適用されることとなる」とする見解⁴⁾がそれである⁵⁾。この見解は、無限定で取締役等の収賄を処罰する商法改正司法省原案（昭和 12 年）を念頭に置きつつ、会社の取締役等に対し

1) これらの罪の新設までの（いわば新たで）詳細な経緯・位置づけ等については、伊東研祐「特別背任罪と図利目的なき経営判断の刑事責任」山田泰弘・伊東研祐（編著）『会社法罰則の検証』（2015 年）223 頁以下、特に 229 頁以下を参照されたい。

なお、以下、本稿においては、特定の具体的な法条・法案等の時系列に従った趣旨把握・相互関係づけ・解釈を主体とする論述が行われるが、これらの特定が必ずしも必要もしくは適切でない回顧的ないし通史的な記述あるいは慣例的な議論の際には、敢えて煩わしい表記方法を採用ことはしなかった。しかし、そのような場合であっても、論述の対象事項がいつの時点・時期に係るものであるか、留意されるようお願いしたい。

2) 現在におけるような同見解の基調を形成したものとして、たとえば、伊藤榮樹－伊藤榮樹（他編）『注釈特別刑法 5 卷 I』（1986 年）201 頁、芝原邦爾－上柳克郎・鴻常夫（他編）『新版注釈会社法(13)』（1990 年）第 7 章罰則・§ 493 ◆1、597 頁、佐々木史朗－平野龍一（他編）『注解特別刑法 4 卷 [第 2 版]』（1991 年）85 頁等を参照されたい。近時では、佐伯仁志－落合誠一（編）『会社法コンメンタール 21 雑則 (3)・罰則』（2011 年）§ 967、125 頁以下、古川伸彦「会社法の罰則」山口厚（編著）『経済刑法』（2012 年）44 頁以下等がある。

3) たとえば、松原芳博「発起人・取締役等の瀆職罪の保護法益と「営業ニ関スル或種類若ハ特定ノ事項ノ委任ヲ受ケタル使用人」の範囲」佐々木史朗（編）『判例経済刑法大系 第 1 巻 商法罰則・証券取引法』（2000 年）234 頁以下〔但し、解説者自身の見解ではない。〕、伊東研祐・前出註 1) 233 頁以下等を参照されたい。

て公務員におけるものと同様の職務遂行の公正性・廉潔性を要求して刑事罰で担保することは「行きすぎ」であるとし、改正当時の取引界におけるコミッションないしリベート授受の慣習の事実を現実 に即して取り込んだ貴族院における修正等に鑑みて、会社財産に損害を与える虞れがあるような不公正な職務遂行（不正行為）の対価としての利益の收受等に限って当罰性を認めるものである⁶⁾。繰り返しもなるが、敢えていえば、判例・多数説が、貴族院における修正の結果として成立した取締役等の贈賄罪罪「利益收受等罪」を以て、公務員と同様の公正性・廉潔性を要求される職務行為の範囲を要件の付加によって限定・明確化したものと捉えているのに対して、この見解は、それとは別個の「会社経営の健全化」という観点から、会社財産に係る職務上の不正行為（職務／任務違背行為）に対する対価の收受等の禁止を定めたものと解すべしとするものである。そして、判例・多数説が採る前提的見方（公務員と取締役等との「職務において要求される公正性・廉潔性の」同視）の正当性を、商法（旧）「第 493 条第 1、2 項の瀆職罪の規定は、株式会社役員又は前記商業使用人の清廉性を要求する面も存するが、第一義的には、営利を目的とする株式会社の財産的損失を防止することを立法目的としたものであり、（株式会社の役員その他の使用人の職務の執行の公正清廉性を保つことを目的とするならば、「経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律」第 2 条の如き一般的立法をなすべきである。）同条の規定は特別背任罪を規定した同法第 486 条第 1 項の規定を補足したものと解すべきである」⁷⁾として、昭和 19 年の経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（法 4 号）の

4) 藤木英雄－大森忠夫・矢沢惇（他編）『注釈会社法（8）のⅡ』（1969 年、増補版：1980 年）第 7 章罰則・§ 493 ★ 1、411 頁。同旨のものとして、小島康裕－大隅健一郎（他編）『判例コンメンタル商法 I 下』（1983 年）1207 頁、長浜洋一－今井宏（他著）『注釈株式会社法 下巻』（1984 年）338 頁等が挙げられる他、比較的に近時のものとして松原・前出註 3）235 頁以下がある。

5) 同様な考え方を説示する判例としては、松原・前出註 3）が解説する東京高判昭和 37 年 5 月 17 日高刑集 15 卷 5 号 335 頁（裁判官：岩田誠・司波実・小林信次）が既にある。

6) 藤木・前出註 4）411 頁、伊東・前出註 1）229 頁以下を参照されたい。

7) 東京高判昭和 37 年 5 月 17 日・前出註 5）339 頁。条数を漢数字から算用数字に改めた他、強調の為に傍点を付した。

制定もしくは敗戦後改正（昭和 22 年法 242 号等々）を指摘することによって、否定している。本稿は、この（いわば消極的な）根拠づけの正統性ないし正当性を検証しようとするものである⁸⁾。それは、同時に、商法罰則ないし会社法罰則の確立展開期における「会社」像したがって取締役等の「経営者」像の確認・検証作業の一端をも成しており、商法罰則ないし会社法罰則の全体的方向性（の再定位）を巡る議論の継続でもある。現行会社法 967 条の罪（取締役等の贈収賄罪 [利益收受等罪]）の法益ないし罪質の理解は、その議論を背景として行われるべきものであるが、現時点までの判例・学説の一般的状況に鑑みれば、落ち着きの悪いものたり続けざるを得ないであろう。その意味においては、副次的なものに止まる。

（2）本稿の構成

経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和 19 年法 4 号⁹⁾ [以下、経済関係罰則整備法と略記する。]) は、いわゆる太平洋戦争（大東亜戦争）の終期において、「戦時（戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ全力ヲ最も有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」国家総動員法（昭和 13 年法 55 号）¹⁰⁾ を主体とした戦時統制経済法規における諸罰則を幾つかの観点から整備したものである。その観点の分析・確認は、本稿の大きな目的との関係においては重要な意義が認められるであろうが、上述の異論の根拠づけの検証にとっては前提的な意味を有するものでしかない。敗戦と共

8) なお、この点について、伊東・前出註 1) 234 頁註 (24) は、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の制定・改正の際の政府説明等を踏まえつつ、「些か説得力に乏しい」と既に述べているところであるが、本稿は、同法や関連立法の内容等にまで立ち入り、包括的で実質的な検討を行おうとするものである。

9) 同法制定時の条文は、本稿本文末に【資料 1】として示した。必要に応じて参照されたい。なお、旧漢字体は適宜新字体に改め、漢数字は算用数字に改めた（以下、本稿において、法令・議会議事録等の引用につき、同じ）。

10) 同法の条文は、紙幅の都合上、本稿の論述に必要な限度で、後出註 21) 以下に示した。引用は、同法 1 条における「国家総動員」の定義である。

に国家総動員法等は国家総動員法及戦時緊急措置法廃止法（昭和 20 年法 44 号）等により廃止され、適用対象基盤を失った経済関係罰則整備法は、それへの対応としての修正と（少なくとも形式的には）新たな観点からの補完という形で 1 条・2 条に改正を加えられ（昭和 22 年法 242 号¹¹⁾による）、それが、少なくとも異論の主張時までは、枠組として基本的に維持されていたからである（現行法では、異論主張時の 2 条関連のみが多く改正を加えられて残っている）¹²⁾。異論の根拠づけの検証にとっては、この昭和 22 年改正法（以後）の観点自体を直接の検討対象とすれば足りるようにも思われる。しかしながら、その試みは、現実には、経済関係罰則整備法成立時の観点との比較・継続性／連続性の存否判断なしには為し難いものといわねばならない。本稿では、同様な判断から、経済関係罰則整備法が（整備対象とするのみならず）直接に取り込み・引き継いだといい得る国家総動員法の関連罰則にまで遡って検討を行うこととしたい。それは、時系列的に見れば、既述のとおり、平時の基本法の一たる刑法にも賄賂罪に関する大きな改正の加えられた昭和 16 年を挟み、同様な性格の商法に（旧）493 条（取締役等の贈収賄罪〔利益收受等罪〕）の創設された昭和 13 年まで遡ることを正に意味する。同一の政治・社会経済的コンテクストの中で行われた戦時統制経済罰則立法と平時基本法罰則立法との一体的検討からは、瀆職罪ないし賄賂罪処罰に係る戦時・平時を超えた（当時の）基本的諸認識・方向性が把握されるであろう。

11) 改正法の条文は、本稿本文末に【資料 2】として示した。必要に応じて参照されたい。

12) なお、昭和 40 年には、経済関係罰則の整備に関する法律を廃止する法律案（内閣提出 128 号）が、「最近の経済事情にかんがみ」て、衆議院に提出されたが、審議未了で廃案となった。第 48 回国会衆議院法務委員会議録 19 号（昭和 40 年 4 月 6 日）1 頁以下等を参照されたい。

- 2 国家総動員法（昭和 13 年法 55 号）、同法改正法（昭和 16 年法 19 号）及び国家総動員法第 18 条ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官庁ノ職權ヲ行ハシムルコトニ関スル法律（昭和 17 年法 15 号）と経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和 19 年法 4 号）

(1) 国家総動員法制確立以前の状況

商法第 2 次改正は、昭和 12 年の第 70 回帝国議会から同 13 年の第 73 回帝国議会に掛けて、国家総動員法に至る戦時経済統制法制成立への諸法案審議を圧倒的な背景として行われた。第 70 回帝国議会に提出された商法（旧）493 条（取締役等の贈収賄罪 [利益收受等罪]）司法省原案¹³⁾は、取締役等の「第 486 条若ハ第 487 条ニ掲グル者、検査役又ハ監査委員其ノ職務ニ関シ賄賂ヲ收受シ、要求シ又ハ約束シタルトキハ 3 年以下ノ懲役又ハ 3 千円以下ノ罰金ニ処ス」と端的に規定し、所定の行為主体を公務員と同視して、その職務に関する経済的利益（賄賂）の收受等を同様に一般的に処罰しようとしていた。第 73 回帝国議会に再提出された改正案は、可決・成立した条文に既に同じではあったが、いわゆる会社の重役は公務員に準じて扱うべし／扱って良しとする捉え方自体は、維持されていたと解される¹⁴⁾。そして、そのような捉え方は、明治 40 年

13) 商法中法律改正案・第 70 回帝国議会貴族院議事速記録 6 号（昭和 12 年 2 月 19 日）43 頁以下、67 頁に拠れば、以下のとおりである。各項を書き分けた。

第 493 条 第 486 条若ハ第 487 条ニ掲グル者、検査役又ハ監査委員其ノ職務ニ関シ賄賂ヲ收受シ、要求シ又ハ約束シタルトキハ 3 年以下ノ懲役又ハ 3 千円以下ノ罰金ニ処ス
他人ニ賄賂ヲ供与セシメ又ハ其ノ供与ヲ要求シ若ハ約束シタルトキ亦同ジ
賄賂ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者亦前項ニ同ジ

なお、第 73 回帝国議会に再提出された改正案は、貴族院議事速記録第 4 号（官報号外昭和 13 年 1 月 26 日）25 頁以下、52 頁に拠れば、以下のとおりであり、可決・成立した条文に既に同じである。

第 493 条 第 486 条若ハ第 487 条ニ掲グル者、検査役又ハ監査委員其ノ職務ニ関シ不正ノ請託ヲ受ケ財産上ノ利益ヲ收受シ、要求シ又ハ約束シタルトキハ 3 年以下ノ懲役又ハ 3 千円以下ノ罰金ニ処ス
前項ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者亦前項ニ同ジ

の刑法典の成立・内容¹⁵⁾を踏まえて行われた明治44年の商法第1次改正政府提出案267条ノ7¹⁶⁾においても既に明確に示されていたところであるし、第1次世界大戦経験後の大正7年の軍需工業動員法(法38号)の制定を始めとする、国家の存亡の懸かる総力戦に備えた(戦時/統制)経済活動の円滑な遂行・実施を支えるべき法制の形成の中において、強く意識され続けてきたものであると思われる¹⁷⁾。わが国(帝国)の近代化のための産業政策、基幹産業における国営/官営企業主導から民営資本/企業共働への政策転換ということにも起因する歴史的・事実的な認識といえよう。

14) この点については、伊東・前出註1) 233頁を参照されたい。

15) 刑法(明治40年法45号)の成立時の賄賂罪規定は、以下のとおりである。昭和16年一部改正(法61号)まで、基本的に変更はない。

第197条 公務員又ハ仲裁人其職務ニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ3年以下ノ懲役ニ処ス因テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相当ノ行為ヲ為ササルトキハ1年以上10年以下ノ懲役ニ処ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ没収ス若シ其全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハサルトキハ其価額ヲ追徴ス

第198条 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ3年以下ノ懲役又ハ3百円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

16) 商法中改正法律案・第27回帝国議会貴族院議事速記録第2号(明治44年1月21日)23頁以下、29頁に拠れば、以下のとおりである。

第261条ノ7 發起人、取締役、株式合資会社ノ業務ヲ執行スル社員、監査役、株式会社若クハ株式合資会社ノ清算人若クハ支配人又ハ検査役カ職務ノ執行ニ関シ不正ノ利益ヲ收受若クハ要求シ又ハ之ヲ收受スルコトヲ約束シタルトキハ3年以下ノ懲役又ハ3千円以下ノ罰金ニ処ス

前項ニ掲ケタル者ニ不正ノ利益ヲ交付若クハ提供シ又ハ之ヲ交付スルコトヲ約束シタル者ハ1年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

17) わが国における戦時経済統制法制の展開については、原朗『日本戦時経済研究』(2013年)、特に第一部「構造」から多くの教示を得た。戦時経済における企業の実態・役割等については、近時のものとして、柴田善雅『戦時日本の金融統制』(2011年)、小林英夫『大東亜共栄圏と日本企業』(2012年)、笠原十九司『海軍の日中戦争』(2015年)等々を参照されたい。

(2) 国家総動員法（昭和 13 年法 55 号）における賄賂罪規定

軍需工業動員法に代わるものとして立案されて成立した国家総動員法には、商法第 2 次改正に比したとき、上述したような認識のより直接的な表現が見出される。すなわち、同法は、「国家総動員ハ国民ノ愛国心ヲ基礎トシ、挙国一致ノ協力ニ依ッテ初メテ其ノ効果ヲ完ウシ得ル」¹⁸⁾、「国家総動員ニ関スル国家権力ノ変動ノ態様ヲ予メ国民一般ニ了解セシメ置クコトハ、総動員準備ノ進捗ニ資スル所以デアルノミナラズ、有事ニ際シ国民ノ自発的協力ヲ容易ナラシメ法令執行ノ円滑ヲ期スル上ニ必要デアル」¹⁹⁾とする立場から、「総動員」に関する各種事業の統制について、「成ルベク業者ノ自主的統制ニ俟ツベキコトヲ基調ト致シマシテ、此ノ自主的統制ヲシテ国家総動員ノ必要ニ即応セシメタイト云フ考ヨリ、所要ノ調整ヲ為シ得ル規定」として 17 条を、また、「第 17 条ノ措置ヨリ一步進メマシテ、国家総動員上ノ重要ナル同種又ハ異種ノ事業ノ事業主ヲシテ組合ヲ結成セシメ、共同購入、共同輸入、共同販売等ノコトヲモ遂行シ得ル如ク致シタ」18 条を置き²⁰⁾、この 18 条に拠って設立された「組合ノ役員〔が〕其ノ職務ニ関シ賄賂ヲ收受」等することを、法定刑は刑法 197 条の単純収賄罪に比して（従前の改正商法規定案と異なり）軽くはなっているが、46 条において端的に処罰したのであった²¹⁾。規定設置の趣旨において言及されたような、「総動員物資」の共同購入・共同輸入・共同販売等の活動は、当時の国内外の経済貿易状況の中にあつては、それら自体が（既に）わが国の産業・軍備したがって存立を維持するために必要な国家的次元の要請となっており、それらの円滑化ないし適正化のための（場合によっては刑罰を以て強制的に設立・加入させられる）事業統制組合は、国家機関・官庁が果たすものと同様の／それらに準じる機能を予定されていたと考え得るし、そのような組合の役

18) 近衛文麿内閣総理大臣の同法提案理由説明中の一節：第 73 回帝国議会貴族院議事速記録第 25 号（官報号外昭和 13 年 3 月 18 日）321 頁。

19) 瀧正雄企画院総裁の同法提案理由説明中の一節：第 73 回帝国議会貴族院国家総動員法案特別委員會議事速記録第 1 号（昭和 13 年 3 月 17 日）1-2 頁。

20) 17 条・18 条の両規定趣旨については瀧正雄・前出註 19) 3 頁を参照。

員も、公務員と同様に／準じて捉えられていたといい得よう²²⁾。組合という組織形態が何故に選ばれたのかは定かでないが（民間事業主の自発的な協力という建前からして、民法上の組合が想定されたのであろうか）、また、役員に限定された理由も定かでないが（民法上の組合の意思決定の在り方からすれば、一般の組合員等を含めることも合理的であろう）、時局の急激な更なる悪化に伴う（統制の

21) 国家総動員法（昭和 13 年法 55 号）施行時の 17 条・18 条・38 条・46 条・47 条は以下のとおりである。官報 3371 号（昭和 13 年 4 月 1 日）1 頁以下による。

第 17 条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ総動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル当該事業ニ関スル統制協定ノ設定、変更若ハ廃止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、変更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ対シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第 18 条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ総動員業務タル同種若ハ異種ノ事業ノ事業主ニ対シ当該事業ノ統制ヲ目的トスル組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ組合ハ法人トス

第 1 項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ為サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ関シ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

第 1 項ノ組合成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ当該組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ組合ノ組合員タラシムルコトヲ得

政府ハ第 1 項ノ組合ニ対シ其ノ組合員ノ事業ニ関スル統制規程ノ設定、変更若ハ廃止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ変更ヲ命ジ又ハ其ノ組合員ニ対シ組合ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第 1 項ノ組合ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第 38 条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

1 第 18 条第 1 項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ組合ノ設立ヲ為サザル者

2 ……以下略……

第 46 条 第 18 条第 1 項又ハ第 3 項ノ規定ニ依リ設立シタル組合ノ役員其ノ職務ニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ 2 年以下ノ懲役ニ処ス因テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相当ノ行為ヲ為サザルトキハ 5 年以下ノ懲役ニ処ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ没収ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハザルトキハ其ノ価額ヲ追徴ス

第 47 条 前条第 1 項ニ掲グル者ニ対シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ 2 年以下ノ懲役又ハ 5 百円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得

一般化と常態化懸念に因り失墜した信頼回復のための）綱紀肅正の必要の高まりに依じて、それらが文字通り実定的に明確化されることになるのは、次項に述べるとおりである。組合の役員の賄賂罪は、その国家経済行政的な性質の職務の円滑また適正な遂行を担保しようとするものであって、役員の不正利得あるいは組合の財産的損害の惹起等を処罰根拠とするものではないのである。

(3) 国家総動員法中改正法律（昭和 16 年法 19 号）及び国家総動員法第 18 条ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官庁ノ職権ヲ行ハシムルコトニ関スル法律（昭和 17 年法 15 号）

国家総動員法には、刑法改正假案の中から（戦時下において）緊急の改正を要する部分として抜き出された（現行規定に至る）賄賂罪諸規定の整備を含む昭和 16 年刑法一部改正（法 61 号による）²³⁾と相前後して、質的に極めて大規模な改正が加えられる（同年法 19 号）²⁴⁾。「改正ノ要点ハ、統制スベキ物資及ヒ業務ノ範囲ヲ拡大シ、事業ノ強化及生産ノ増強ニ関スル規定ヲ整備拡充シ、

22) ちなみに、施行時の国家総動員法は以下のような守秘義務規定や両罰規定等を有する。

第 44 条 総動員業務ニ従事シタル者其ノ業務遂行ニ関シ知得シタル当該官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ 2 年以下ノ懲役又ハ 2 千円以下ノ罰金ニ処ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル当該官庁指定ノ総動員業務ニ関スル官庁ノ機密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ 5 年以下ノ懲役ニ処ス

第 45 条 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ関シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ窃用シタルトキハ 2 年以下ノ懲役又ハ 2 千円以下ノ罰金ニ処ス

第 48 条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第 32 乃至第 34 条、第 36 条第 2 号、第 37 条、第 38 条又ハ第 43 条前段ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第 49 条 前条ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ本法施行地外ニ於テ為シタル行為ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ本法施行地外ニ於テ為シタル行為ニ付亦同ジ

本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝国臣民ニモ之ヲ適用ス

金融統制ノ規定ヲ拡張シテ、必要ノ場合ニ於ケル金融ノ円滑ナル運営ヲ確保シ、又悪質ノ犯罪ニ対スル罰則ヲ強化整備スル等デアリマス」²⁵⁾ という極めて抽象的な提案理由が示すところは、統制の対象が（総動員物資・総動員業務から）物資一般・業務ないし事業一般に拡大され、介入内容・手法等も強化されると共に、金融統制についても拡大・強化が行われる、という統制の一般化ないし常態化と、違反・不服従に対する罰則の強化とである。本稿の論述と直接に関連する規定の改正部分のみ挙げれば、18 条において設立されるべき「当該〔総動員〕事業ノ統制ヲ目的トスル組合」が「当該〔一般〕事業ノ統制又ハ統制ノ為ニスル経営ヲ目的トスル団体又ハ会社」とされ²⁶⁾、46 条の収賄等罪の主体が「組合ノ役員」から「事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル団体又ハ会社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ為ス法人其ノ他ノ団体ノ役員又ハ使用人」²⁷⁾に拡張されたのであった。その趣旨は、既に前項で述べたところであるが、提案者の言葉に拠れば、「第 18 条ノ改正ハ、事業統制実施ノ範囲ヲ総動員業務ノミナラズ一般事業ニ及シマスル共ニ、之ガ為ニ鞏固ナル団体ヲ結成セシメ、以テ産業能率ノ増進ト其ノ自主統制ノ実ヲ挙げシメムトスル」ところにあり、「第 46 条ノ改正ハ、……第 18 条ノ団体又ハ会社ノ統制業務ニ於ケル重要性ニ着眼致シマシテ、役員ノミナラズ使用人ノ収賄等ニ付テモ之ヲ処罰スルコトト

23) この昭和 16 年刑法一部改正の実質的意義については、伊東・前出註 1) 239-241 頁を参照されたい。賄賂罪諸規定の整備を含めて、その一つには「総力戦体勢経済を確立・維持する上で必要であった（濫用的・攪乱的・扇動的な）企業経営・活動の規律・取締」（240 頁）、「対社会的な関係（戦時経済下という条件付きでの、社会全体の経済状況・資本主義経済秩序との関係）における会社取締役等の企業経営者の刑事責任の追及」（241 頁）があったと考えている。

24) 国家総動員法中改正法律の条文については、官報 4244 号（昭和 16 年 3 月 3 日）68 頁以下を参照されたい。本稿では、必要な限度において、以下、同法による改正後の規定を示す。

25) 星野直樹国務大臣（企画院総裁）の提案理由説明の一節：第 76 回帝国議会貴族院議事速記録第 12 号（官報号外昭和 16 年 2 月 13 日）93 頁。なお、近衛文麿内閣総理大臣によるほぼ同一の説明が、第 76 回帝国議会衆議院議事速記録第 8 号（官報号外昭和 16 年 2 月 2 日）59 頁にある。

シ、以テ統制事務ノ公正ナル遂行ヲ確保セムトシタ」ものである²⁸⁾。要するに、一般事業の統制という国家経済行政的・公的機能を担う主体としては、それに相応しい（組合よりも）「鞏固ナル団体」・会社という組織形態が必要であり、そのような性格の統制事務の円滑かつ公正な遂行を確保する上では、（「団体・会社の」役員のみならず）使用人をも含めた収賄等行為の処罰が必要である、という認識に基づく改正であった。「鞏固ナル団体」とは、いわゆる公益法人と呼ばれた業界団体等が主たるものとして想定されていたと思われるが、統制事業の遂行ということからすれば、「会社」にしても、相当の規模・影響力あ

26) 国家総動員法中改正法律（昭和 16 年法 19 号）による改正後の国家総動員法 18 条は以下のとおりである。

第 18 条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ団体ニ対シ当該事業ノ統制又ハ統制ノ為ニスル経営ヲ目的トスル団体又ハ会社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ設立セラルル団体ハ法人トス

第 1 項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ為サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ関シ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

第 1 項ノ団体成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ当該団体ノ構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ団体ノ構成員タラシムルコトヲ得

政府ハ第 1 項ノ団体ニ対シ其ノ構成員（其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下之ニ同ジ）ノ事業ニ関スル統制規程ノ設定、変更若ハ廃止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ変更ヲ命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル資格ヲ有スル者ニ対シ団体ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第 1 項ノ団体又ハ会社ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

27) 国家総動員法中改正法律（昭和 16 年法 19 号）による改正後の国家総動員法 46 条は以下のとおりである。

第 46 条 第 18 条第 1 項又ハ第 3 項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラルル団体又ハ会社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ為ス法人其ノ他ノ団体ノ役員又ハ使用人其ノ担当スル統制事務ニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ 2 年以下ノ懲役ニ処ス因テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相当ノ行為ヲ為サザルトキハ 5 年以下ノ懲役ニ処ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ没収ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハザルトキハ其ノ価額ヲ追徴ス

28) 星野直樹国務大臣（企画院総裁）の敷衍的な提案理由説明からの二節：第 76 回貴族院国家総動員法中改正法律案特別委員会議事速記録第 1 号（昭和 13 年 2 月 13 日）2-3 頁。

るものの設立が予定されていたはずである。しかし、現実にはなお巧く機能しない国家総動員体制を維持するためには、更なる改正・実定化による統制権限また綱紀肅正の明示が要求された。それが、国家総動員法第 18 条ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官庁ノ職権ヲ行ハシムルコトニ関スル法律（昭和 17 年法 15 号）²⁹⁾ である。

同法の提案理由は、法律名からも既に明らかであるが、以下のように説明されている。「政府ハ先般国家総動員法ニ基キ重要産業団体令ヲ制定公布シ、之ニ依リ産業経済ニ関シ統制力アル団体ヲ組織整備シ、其ノ団体ヲシテ政府ノ施策ノ立案及遂行ニ緊密ニ協力セシムルト共ニ、右ノ施策大綱ニ基キ、自律的ニ当該業界ノ統制運営ニ当ラシムルコトト致シタノデアリマス、叙上ノ趣旨ニ鑑ミマシテ、現在各種統制法規ニ於テ行政官庁ノ職権ト定メラレテ居リマスル事項ノ中、政府ノ施策方針ニ関スルモノハ別トシ、爾余ノ実施ニ関スル職権事項ニ付テハ、実情ニ即シ本法案ニ依リ之ヲ当該統制団体ヲシテ執リ行ハシメルコトガ、生産配給等其ノ業界ノ内部ノ統制事務ヲ、時局ニ適スル如ク円滑且敏速ニ運営スル所以デアルト存ズルノデアリマス」³⁰⁾ と。より具体的には、「本案ニ依リ……統制会其ノ他ノ団体ヲシテ執行セシメルモノ〔行政官庁の職権〕ハ、国家総動員法……等関係ノ法規ニ於テ行政官庁ノ認可、許可或ハ届出等ヲ要スルト定メラレテ居ル事項ノ中、政府ノ行政方針ニ関スルモノハ別ト致シマシテ、

29) 国家総動員法第 18 条ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官庁ノ職権ヲ行ハシムルコトニ関スル法律（昭和 17 年法 15 号）は、以下のとおりである。

法令ニ定ムル行政官庁ノ職権ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ国家総動員法第 18 条ノ規定ニ依ル法人其ノ他ノ法人ヲシテ行ハシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ同項ノ法人ガ行政官庁ノ職権ヲ行フ場合ニ於テハ当該職権ニ係ル罰則ノ適用ニツイテハ同項ノ法人ハ之ヲ当該職権ヲ行フ行政官庁ト看做シ同項ノ法人ノ役員又ハ使用人ニシテ同項ノ職権ニ属スル事務ニ従事スルモノハ之ヲ当該事務ニ従事スル官吏ト看做ス

前項ニ定ムルモノノ外第 1 項ノ規定ニ依リ同項ノ法人ガ行政官庁ノ職権ヲ行フ場合ニ於ケル必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

30) 鈴木貞一國務大臣の提案理由説明：第 79 回帝國議會貴族院議事速記録第 3 号（官報号外昭和 17 年 1 月 23 日）32 頁。

例へば生産、配給ノ割当、資材ノ配分ニ関スル計画ノ立案及実施ニ関スル事項デアリ……右ニ申述ベタ如キ種類ノ職權ヲ行ハシムベキ統制団体トシマシテハ、差当ッテハ鉄鋼統制会、石炭統制会等ノ重要産業団体令ニ基ク統制会ヲ考慮シテイルノデアリマスルガ、将来産業、経済等ニ関スル国家公共的ナ使命ヲ有スル団体ガ整備セラレマシタナラバ、逐次之ヲモ加エテ参ル積リデアルノデアリマス、……而シテ斯様ニ此等ノ統制団体ヲシテ行政官庁ノ職權ヲ行ハシムル場合ニ於テハ、其ノ職權執行ヲ法規ノ強制ニ依リマシテ確保シマスル為ニ、当該団体又ハ其ノ役職員ハソレゾレ之ヲ行政官庁又ハ官吏ト看做シマシテ、其ノ命令ニ違反シタ場合ハ、其ノ者ニ対シテ当該法規ニ定メル罰則ノ適用ガアルコトニナッテオリマスルシ、又役職員ガ瀆職等ノ行為ヲ為シマシタ場合ニモ、官吏ノ瀆職ト同様ニ処罰セラレルコトニナッテ居ルノデアリマス」³¹⁾ ということになる。国家総動員法 18 条に拠って設立された団体・会社総てに関するものではなく、その中の勅令に拠って定められる団体・会社、その役職員についての特別法ではあるが、全体的傾向を端的に示しているものであることを示す説明といい得よう。一般「事業ノ統制又ハ統制ノ為ニスル経営ヲ目的トスル団体又ハ会社」とその「役員又ハ使用人」は、その限度において、「行政官庁」と「官吏」と看做すべしとされたのである。

もちろん、国家総動員法 18 条に拠って設立されて統制事業を遂行する多様な団体・会社の間における扱いの違いや、同条以外の根拠法令に基づく同様もしくは類似の（特殊）事業を担う団体・会社との間における扱いの違い等は、ある意味において混乱した状態を招き、総動員法制の円滑な機能・運営のためには、更なる整備が必要になる。それが、経済罰則整備法（昭和 19 年法 4 号）である。

31) 安倍源基政府委員の提案理由説明：第 79 回帝国議会貴族院国家総動員法第 18 条ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官庁ノ職權ヲ行ハシムルコトニ関スル法律案特別委員會議事速記録第 1 号（昭和 17 年 1 月 22 日）1 頁。

3 昭和 16 年刑法一部改正法（昭和 16 年法 61 号）、戦時刑事特別法改正法（昭和 18 年法 107 号）と経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和 19 年法 4 号）

(1) 昭和 16 年刑法一部改正法（昭和 16 年法 61 号）の意義

以上に述べてきた国家総動員法関連の賄賂罪処罰規定の視座・捉え方は、そこにおける団体・会社の役員及び使用人が同じと看做される官吏・公務員の賄賂罪処罰における視座・方針と、相互的な影響を有することは想像に難くない。相前後して行われた昭和 16 年刑法一部改正の実質的意義の一つには、総力戦体勢経済を確立・維持する上で必要な、濫用的・攪乱的・扇動的な企業経営・活動の規律・取締ということがあったと筆者が考えることは上に触れたところであるが、197 条から 197 条ノ 4 までの賄賂罪規定の大幅な整備・新設（収賄等罪の種類の増加〔処罰間隙の填補・充填〕、加重処罰）は、活発化する経済活動への政府の介入あるいは正に統制の進展に伴う許認可事務等の増大・多様化を反映した管轄公務員への働き掛け方法・手法の悪質化・捕捉困難化への対応として（も）捉え得るものであり、爾後に一般的に採用されるものの基本となることは、以下に述べるとおりである。談合罪（平成 23 年改正前の 96 条ノ 3 第 2 項≡現 96 条の 6 第 2 項）の新設も同じ社会経済的コンテクストの中で捉え得るが³²⁾、そこでの議論においては³³⁾、国家総動員法関連の賄賂罪処罰規定の審議におけるのと同様に³⁴⁾、統制経済下における統制違反ないし経済事犯の処

32) 伊東研祐「談合罪、公務の執行を妨害する罪、不当な取引制限の罪、職員による入札等の妨害罪を巡る覚書」慶應法学 31 号（2015 年）21 頁以下、特に 28 頁以下を参照されたい。

33) たとえば、柳川平助司法大臣による衆議院本会議における提案理由説明に対する一連の質疑：第 76 回帝国議会衆議院議事速記録第 16 号（官報号外昭和 16 年 2 月 21 日）227 頁以下を参照されたい。

34) たとえば、国家総動員法第 1 次改正（昭和 16 年法 19 号）の星野直樹企画院総裁による貴族院本会議における提案理由説明に対する赤池濃議員による質疑：第 76 回帝国議会貴族院議事速記録第 12 号（官報号外昭和 16 年 2 月 13 日）93 頁以下等を参照されたい。

罰の不安定化（広範性・変動性に伴う不明確化にも拘わらず推進される重罰化等）の問題性や官公署・公務員側の主導・関与等の場合を含めた能力低下・綱紀弛緩の問題性、それらに因る国民の士気低下の問題性等が指摘され、政策・理念を含む経済罰則の更なる整備とそのための組織の必要性が（改めて）認識されたのである。

（2）戦時刑事特別法（昭和 17 年法 64 号）、戦時刑事特別法改正の審議と同改正法（昭和 18 年法 58 号及び 107 号）

戦時刑事特別法（昭和 17 年法 64 号）は、平時を前提とする刑法には「戦時犯罪ノ予防及鎮圧ノ法規トシテ其ノ儘運用スルニ適切ナラザルモノガアルノデアリマシテ、戦時下特ニ公共ノ安寧等ヲ甚ダシク阻害スル犯罪ニ対シマシテハ、其ノ刑罰ヲ加重整備シテ一般予防ノ目的ヲ達シマスル……必要」³⁵⁾に対応する措置として立法されたものであるが、当初は、また最初の改正である戦時刑事特別法中改正法律（昭和 18 年法 58 号）においても、（昭和 16 年一部改正で整備されたばかりの）賄賂罪諸規定の特則は有さなかったものの³⁶⁾、引き続き行われた 2 回目の改正である戦時刑事特別法中改正法律（昭和 18 年法 107 号）においては、「公務員ノ瀆職罪ニ対シテハ全般的ニ重刑ヲ以テ之ニ臨ムコトシ、尚官公署ノ職員ガ其ノ地位ヲ利用シ他ノ官公署ノ職員ノ職務ニ属スル事項ニ関シ斡旋ヲ為スコト又ハ為シタルコトニ付不当ノ利益ヲ收受シ要求シ、又ハ約束シタル場合……モ、之ヲ収賄罪トシテ処罰スルコトトシ、又公務ニ従事スル職員ハ法令ニ依ラザル場合ト雖モ之ヲ公務員ト看做シ、瀆職罪ノ規定ノ適用アルモノト致シマシタ」³⁷⁾等とされ、帝国議会における当時の議論をも踏まえて、全般的な重罰化のみならず、斡旋収賄類型を加える等の拡張を刑法に加える特

35) 岩村通世司法大臣による戦時刑事特別法の提案理由説明の一節：第 79 回帝国議会貴族院議事速記録第 3 号（昭和 17 年 1 月 23 日）48 頁を参照されたい。

36) 戦時刑事特別法中改正法律（昭和 18 年法 58 号）の審議過程においては、官吏殊に統制経済事務を掌る者の瀆職事犯に対する刑の一層の加重の意向の存否を問う質問が為され、否定的に回答された旨の委員会報告（第 81 回帝国議会貴族院議事速記録第 9 号（官報号外昭和 18 年 2 月 16 日）163 頁以下）等がある。

則を置いたのであった³⁸⁾。これらが、最初の改正である戦時刑事特別法中改正法律（昭和 18 年法 58 号）の審議過程において実現することとなった経済関係罰則調査委員会³⁹⁾の検討対象となり／検討作業に影響を与え、経済罰則整備法（昭和 19 年法 4 号）へと至ることは、同法の提案理由の述べるところである⁴⁰⁾。

37) 岩村通世司法大臣の提案理由説明中の一節：第 83 回帝国議会議会貴族院裁判所構成法戦時特例中改正法律案特別委員会議事速記録第 1 号（昭和 18 年 10 月 26 日）2 頁を参照された。贈賄罪関連の特則についての説明も、引用部分に続いてある。

38) 戦時刑事特別法中改正法律（昭和 18 年法 107 号）による賄賂罪関連の特則は以下のとおりである。

第 1 章中第 18 条ノ次ニ左ノ 6 条ヲ加フ

第 18 条ノ 2 戦時ニ際シ公務員刑法第 197 条第 1 項前段、第 197 条第 2 項、第 197 条ノ 2 又ハ第 197 条ノ 3 第 3 項ノ罪ヲ犯シタルトキハ 10 年以下ノ懲役ニ処ス

戦時ニ際シ公務員刑法第 197 条第 1 項後段ノ罪ヲ犯シタルトキハ 1 年以上ノ有期懲役ニ処ス

戦時ニ際シ公務員刑法第 197 条ノ 3 第 1 項又ハ第 2 項ノ罪ヲ犯シタルトキハ無期又ハ 2 年以上ノ懲役ニ処ス

第 18 条ノ 3 戦時ニ際シ官公庁ノ職員其ノ地位ヲ利用シ他ノ官公庁ノ職員ノ職務ニ属スル事項ニ関シ斡旋ヲ為スコト又ハ斡旋ヲ為シタルコトニ付不当ノ利益ヲ收受シ、要求シ又ハ約束シタルトキハ収賄ノ罪ト為シ 7 年以下ノ懲役ニ処ス

第 18 条ノ 4 犯人又ハ情ヲ知りタル第三者ノ收受シタル賄賂ハ之ヲ没収ス其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハザルトキハ其ノ価額ヲ追徴ス

第 18 条ノ 5 第 18 条ノ 2 及第 18 条ノ 3 ニ規定スル賄賂ヲ供与シ又ハ其ノ申込又ハ約束ヲ為シタル者ハ 5 年以下ノ懲役又ハ 1 万円以下ノ罰金ニ処ス

前項ニ掲グル行為ヲ為サシムル目的ヲ以テ金銭若ハ物品ノ交付ヲ為シ又ハ情ヲ知りテ其ノ交付ヲ受ケタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

前項ノ場合ニ於テ交付ヲ受ケタル金銭又ハ物品ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハザルトキハ其ノ価額ヲ追徴ス

第 18 条ノ 6 第 18 条ノ 2、第 18 条ノ 4 及前条ノ規定ノ適用ニ付テハ公務ニ従事スル職員ハ法令ニ依ラザル者ト雖モ之ヲ公務員ト看做ス

第 18 条ノ 7 第 18 条ノ 2 ノ規定ハ他ノ法令ニ於テ官吏ト看做サル者ヲ除クノ外他ノ法令ニ於テ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做サル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

39) 権限・組織等については、経済関係罰則調査委員会官制（昭和 18 年 6 月 17 日勅令第 502 号）が定めるが、活動の具体的な詳細については未確認である。

4 経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和 19 年法 4 号）と会社法 967 条の罪（取締役等の贈収賄罪〔利益收受等罪〕）

(1) 敗戦前制定時の経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和 19 年法 4 号）

以上に述べてきたように、経済関係罰則整備法は、「同〔経済関係罰則調査〕委員会ノ答申ニ基キ、且経済統制進展ノ実情ヲモ慎重ニ考慮致シマシテ、時局下真ニ已ムヲ得ザル範囲ノ経済罰則ノ整備ヲ行ハムトスルモノ」⁴¹⁾である。その趣旨は、最早繰り返す必要はないと思われるが、4 点に纏められた法案の骨子を紹介することを通じて、実質的に確認することとしたい。

骨子の「第 1 ハ」、1 条ないし 5 条及び 7 条に係るもので、「経済団体ノ役職員ノ瀆職ニ関スル処罰規定ヲ整備シ、其ノ刑ヲ加重スルト共ニ、之ガ統一ヲ図ラムトスルモノデアリ」「経済団体ノソレゾレノ性質、職能等ニ鑑ミ瀆職ニ関スル処罰ノ規定ヲ適当ニ整備統一致シマスルト共ニ、刑ノ加重ヲモ行ヒ、併セテ此ノ種ノ規定ノ不備トセラレテ居リマシタ所謂経営会社及ビ代行機関ノ瀆職行為ニ付之ガ処罰規定ヲ新設セムトスルモノデアリマス」とされる。各本条に関する具体的な説明については後述するが、ここでは、瀆職罪規定の整備・統一が「経済団体ノソレゾレノ性質、職能等ニ鑑ミ」で行われ、それらにおける職務・業務の公的な実質・色彩（公務性・公務類似性）を媒介として、それらの役職員の公務員としての／公務員と同様の／公務員に準じた賄賂罪処罰が成立したことをまず確認しておきたい。

「第 2 ハ経済ノ統制ニ関スル重要ナル秘密ノ漏泄等ヲ防遏スル為、必要ナル処罰規定ヲ新設セムトスルモノデ」、6 条がこれに該るとされる。「第 3 ハ、秘密漏泄罪等ニ関スル日本証券取引所法……並ニ外国為替管理法……ノ規定ニ付、

40) 岩村通世司法大臣の提案理由説明：第 84 回帝国議会貴族院議事速記録第 2 号（官報号 外昭和 19 年 1 月 22 日）27 頁以下、第 84 回帝国議会貴族院訴訟費用等臨時措置法案特別委員会議事速記録第 1 号（昭和 19 年 1 月 21 日）2 頁等を参照されたい。

41) 以下では、岩村通世司法大臣の提案理由説明・法案骨子説明は、より詳細な第 84 回帝国議会貴族院訴訟費用等臨時措置法案特別委員会議事速記録第 1 号（昭和 19 年 1 月 21 日）2 頁から引用する。

夫々相当ナル刑ノ加重ヲ行イ、……用語ノ統一ヲ為サムトスルモノデ」、附則に含まれる 10 条・11 条がこれに該るとされる。先に条文を示した国家総動員法 44 条以下等の守秘義務を人的に拡張賦課し、その違反を処罰すると共に、金融統制関連での処罰の加重等を行うものであり、統制業務・職務の（国防・国家安全保障という意味での）公的な実質・色彩を改めて示すものといひ得よう。

「第 4 ハ、以上ノ措置ニ伴ヒ、関係法律ノ条文ノ整理ヲ為サムトスルモノデ」、附則 12 条以下がこれに該るとされる⁴²⁾。12 条は、（昭和 19 年初頭までの関連する諸改正後の）国家総動員法 46 条・47 条を削除する規定である。本稿で縷々述べてきた同法関連の賄賂罪規定の射程が、経済関係罰則整備法で全面的にカバーされたことが確認されよう。

具体的にいえば、すなわち、「第 1 条ハ国家総動員法第 18 条第 1 項若シクハ第 3 項ノ規定ニ依リ、設立セラレマシタ統制会其ノ他ノ重要事業団体、営団及金庫等ガ、公的色彩頗ル濃厚ナル点ニ著目シ、是等ノ経済団体ノ役職員ハ罰則ノ適用ニ付テハ、総テ之ヲ公務員ト看做シ、刑法瀆職罪等ノ規定ノ適用アルモノト致シタノデアリマス、第 2 条ハ所謂国策会社及経済統制法令ニ依リ統制若シクハ統制ノ為ニスル経営ヲ為ス会社、若シクハ組合等ガ、国策事業ヲ経営シ、又ハ経済統制ノ遂行上重要ナル地位ヲ占ムル点ニ鑑ミ、是等経済団体ノ役職員ノ瀆職行為ニ付、必要ナル処罰ヲ為サムトスルモノデアリマス、第 3 条ハ第 2 条ニ掲グル役職員ノ所謂事前収賄及事後収賄ニ関スル規定、第 4 条ハ賄賂ノ没収及追徴ニ関スル規定、第 5 条ハ、贈賄罪ニ関スル規定デアリマス、第 7 条ハ所謂代行機関ニ付……代行スル者ヲ当該経済団体ノ職員ト看做スコトニ依リ、本法案ノ瀆職罪及秘密漏泄罪ノ成立アルモノト為サムトスル規定デアリマス、」ということになる。

かくして、昭和 19 年に経済関係罰則整備法 2 条によって行われた（特定の性格の団体・会社の）取締役等に対する公務員に準じた／公務員と同様の職務執行における公正性・廉潔性の一般的要求ということに鑑みると、昭和 13 年

42) なお、岩村通世司法大臣の法案の骨子説明：前出註 41) 2 頁では、「第 12 条及第 28 条」とされているが、「乃至」の趣旨と理解し、「12 条以下」と記した。

商法第2次改正において創設された商法（旧）493条〔現会社法967条〕の罪（取締役等の贈収賄罪〔利益收受等罪〕）は別異の法益ないし罪質の罪と解すべきである、という異説の根拠づけは、歴史的に見れば、実質的には説得力に乏しいといわざるを得ない。そのような要求は、（特定の性格の団体・会社、具体的には、統制を担う団体・会社等の）役職員の職務・業務の公的な実質・色彩（公務性・公務類似性）を媒介として成立したものであって、経済関係罰則整備法1条にも化体したものであるし、わが国の明治時代中期以降の産業政策故に昭和13年商法第2次改正時には既に存在していた遙かに先行的なものである。

（2）経済罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律（昭和22年法律第242号）による改正後の経済関係罰則整備法

上記の結論は、敗戦後の昭和22年に行われた経済関係罰則整備法の改正を踏まえても、維持されると思われる。

同改正は、「国家総動員法その他経済統制令の多くはすでに廃止せられ、統制の方式についても、重要な修正が加えられ、本法は実情に副はない点を生じてまいりましたので、今回これがため必要最小限度の改正を行うことをいたしました」という観点から為されたものであり、「第1条の関係においては、国家総動員法の廃止に伴い、同法18条により設立せられた統制団体……に関する部分を削除し、〔過渡的に存続する〕船舶運営会については附則により、その存続中なお本法の適用を受くるようにいたしました」⁴³⁾ だけであって、その意味において正に形式的なものである。

第2条の関係においては、行為者に新たに統制の補助機関および（いわゆる自然）独占事業の役職員が加えられているが、これらも、統制補助機関関係については、「統制方式の改訂に伴い、民間団体において、統制の権限を行使す

43) 本項における引用は、経済罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律（昭和22年法242号）に関する國宗榮政府委員による提案理由説明：第1回国会衆議院司法委員会議事録第49号（昭和22年10月21日）417-8頁に拠る。

る場合はなくなりましたが、同時に新しく政府の行う統制の補助業務を行うものを生ずるに至ったのであります。……統制事務の相当重要な業務を行うものでありますから、官庁の統制事務に対し、実質的に相当重大な影響を及ぼすものと考えられるのでありまして、この種補助機関の役職員に対しても、瀆職罪及び秘密漏泄罪の成立を認め、その公正なる職務の執行を期待すべきこと、従来の統制会社と変わらない」ということを、また、「鉄道事業、電気事業、ガス事業、その他」の自然独占事業関係についても、「この種法人の役職員において独占の優位をたのみまして、偏頗な行為をなすときは、非常な弊害を伴うことが予想される」ということを根拠としており、その（歴史的）視座は従来と実質的に継続しているからである。

昭和 22 年改正法が、必要最小限度の修正を意図し、3 条以下を含めた全体的構成自体は維持していること、また、1 条・2 条の適用される経済団体（勅令による規定から）別表による列記に変更して爾後の改正をいわば形式化したこと等も、実質的理念の継続に貢献しているといい得よう。現行の経済関係罰則整備法は、国家総動員法 18 条により設立された経済団体の消滅に伴い、旧 1 条系が削除されて旧 2 条系のみとなっている。別表の列記も僅かなものとなっている。しかし、取締役等に対する公務員に準じた／公務員と同様の職務執行における公正性・廉潔性の一般的要求という古くからの先行的な理念は、継承されているのである。

5 おわりに——結論に代えて

昭和 13 年商法第 2 次改正において創設された商法（旧）493 条〔現会社法 967 条〕の罪（取締役等の贈収賄罪〔利益収受等罪〕）に関し、その法益を会社の財産とし、会社に財産上の損害を与えるおそれのあるような職務違反行為の対価として収賄したときにのみ成立が認められる罪であって特別背任罪と補充関係にある、とする見解は、経済関係罰則整備法の瀆職罪規定をいわば消極的な根拠として用いるが、それは十分な説得力を持たないように思われる。しかし、

本稿の検証は、通説・判例の前提とする法益の実体に対する（改めての）疑問も提起するに思われる。「会社の役職員の職務〔遂行〕の公正さとこれに対する社会一般の信頼」というときの「職務」とは、歴史的には、本人（会社）の事務の処理ではあるが、その性質が会社財産という本人個人レベルのもの／個人レベルに止まるものではなく、対社会的・公的なレベルのものであるといわざるを得ず、特別背任罪を始めとする他の会社法罰則の解釈との整合性を有しないからである。異説は、この点を回避し得ているが故に、強いアピールを有する。通説・判例のここにおいていう「職務」の捉え方が、特別背任罪を始めとする他の会社法罰則の解釈においても採られる／採り得るとすれば、より強いアピールを有し得る可能性があるが、それを採るべきであるか否かは、現代社会における刑罰政策・刑事政策の問題の一として、慎重に検討される必要がある。

【資料 1】

経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和 19 年法律第 4 号） 抜粋

第 1 条 国家総動員法第 18 条第 1 項若ハ第 3 項ノ規定ニ依リ設立セラレタル団体又ハ営団、金庫若ハ此等ニ準ズルモノノ役員其ノ他ノ職員ハ罰則ノ適用ニ付テハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

前項ノ団体並ニ営団、金庫及此等ニ準ズルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第 2 条 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル会社、国家総動員法其ノ他経済ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制若ハ統制ノ為ニスル経営ヲ為ス会社若ハ組合又ハ此等ニ準ズルモノノ役員其ノ他ノ職員其ノ職務ニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ 3 年以下ノ懲役ニ処ス因テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相当ノ行為ヲ為サザルトキハ 7 年以下ノ懲役ニ処ス

前項ノ会社、組合及此等ニ準ズルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第 3 条 前条第 1 項ニ掲グル役員其ノ他ノ職員タラントスル者其ノ担当スベ

キ職務ニ関シ請託ヲ受ケテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ同項ニ掲グル役員其ノ他ノ職員ト為リタル場合ニ於テ2年以下ノ懲役ニ処ス

前条第1項ニ掲グル役員其ノ他ノ職員タリシ者其ノ在職中請託ヲ受ケテ職務上不正ノ行為ヲ為シ又ハ相当ノ行為ヲ為サザリシコトニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ2年以下ノ懲役ニ処ス

第4条 第2条第1項及前条ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ没収ス其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハザルトキハ其ノ価額ヲ追徴ス

第5条 第2条第1項及第3条ニ規定スル賄賂ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ3年以下ノ懲役又ハ5千円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第6条 公務員若ハ公務員タリシ者又ハ第1条若ハ第2条ノ団体、営団、金庫、会社及組合並ニ此等ニ準ズルモノ（以下経済団体ト称ス）ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノノ役員其ノ他ノ職員若ハ役員其ノ他ノ職員タリシ者自己又ハ第三者ノ利益ヲ図リ重要物資ノ生産、配給又ハ消費ノ統制其ノ他経済統制ニ関スル官庁又ハ当該経済団体ノ重要ナル秘密ニシテ職務上知得シタルモノヲ漏泄シ又ハ濫用シタルトキハ5年以下ノ懲役ニ処ス

第7条 経済団体ノ行フ統制事務若ハ統制ノ為ニスル経営事務ヲ代行スル法人ノ役員其ノ他ノ職員又ハ人若ハ其ノ使用人ニシテ当該事務ニ従事スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ当該経済団体ノ当該事務ニ従事スル職員ト看做ス

第8条 第2条第1項、第3条及第6条ノ罪ハ刑法第4条ノ例ニ従フ附則

第9条 ……以下中略……

第12条 国家総動員法中左ノ通改正ス

第46条及第47条 削除

第13条 ……以下省略……

【資料 2】

経済関係罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律（昭和 22 年法律第 242 号） 抜粋

昭和 19 年法律第 4 号の一部を次のように改正する。

第 1 条 営団、金庫又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表甲号ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員ハ罰則ノ適用ニ付テハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

第 2 条 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル会社、鉄道事業、電気事業、瓦斯事業其ノ他其ノ性質上当然ニ独占ト為ルベキ事業ヲ営ミ若ハ臨時物資需給調整法其ノ他経済ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ関スル業務ヲ為ス会社若ハ組合又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表乙号ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員其ノ職務ニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ 3 年以下ノ懲役ニ処ス因テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相当ノ行為ヲ為サザルトキハ 7 年以下ノ懲役ニ処ス

第 6 条中「団体、」及び「ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ」を削り、「官庁」を「行政庁」に改める。

第 7 条中「統制事務若ハ統制ノ為ニスル経営事務」を「統制ニ関スル業務」に、「当該事務」を「当該業務」に改める。

別表甲号

- 1 住宅営団
- 2 帝都高速度鉄道営団
- 3 農地開発営団
- 4 地方食糧営団
- 5 交易営団
- 6 恩給金庫
- 7 庶民金庫
- 8 復興金融金庫
- 9 日本銀行

別表乙号

- 1 日本勸業銀行
- 2 北海道拓殖銀行
- 3 日本興業銀行
- 4 日本製鉄株式会社
- 5 東北興業株式会社
- 6 日本通運株式会社
- 7 帝国燃料興業株式会社
- 8 日本発送電株式会社
- 9 帝国鉱業開発株式会社
- 10 帝国石油株式会社
- 11 森林法ニ依ル森林組合及森林組合連合会
- 12 漁業法ニ依ル水産組合及水産組合連合会
- 13 馬匹組合法ニ依ル馬匹組合及馬匹組合連合会
- 14 牧野法ニ依ル牧野組合
- 15 酪農業調整法ニ依ル酪農業組合
- 16 貸家組合法ニ依ル貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合及貸室組合連合会
- 17 農林中央金庫
- 18 商工組合中央金庫
- 19 産業組合法ニ依ル産業組合及産業組合連合会
- 20 市街地信用組合法ニ依ル市街地信用組合
- 21 農業団体監査連合会
- 22 市町村農業会、道府県農業会（東京都農業会全国農業会）
- 23 漁業会、製造業会、道府県水産業会（東京都水産業会ヲ含ム）及中央水産業会
- 24 別表甲号及前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外金融緊急措置令ニ規定スル金融機関（郵便官署ヲ除ク）
- 25 前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外昭和 22 年農林省令第 28 号鮮魚介配給

規則ニ依ル公認出荷機関及公認荷受機関

26 前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外昭和 22 年農林省令第 62 号加工水産物
配給規則ニ依ル公認出荷機関及公認荷受機関

27 前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外昭和 22 年農林省令第 63 号蔬菜及び漬
物配給規則ニ依ル公認出荷機関及公認荷受機関

28 前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外昭和 22 年法律第 22 号（臨時物資需給
調整法の一部を改正する法律）附則第 2 項ニ基キ経済安定本部総務長官
ノ指定シタル経済団体

29 電気事業法ニ依ル許可ヲ受ケ同法第 1 条第 1 号又ハ第 2 号ニ掲グル事
業ヲ営ム者

30 地方鉄道法第 12 条ノ規定ニ依ル免許ヲ受ケ地方鉄道ヲ営ム者

31 軌道法第 3 条ノ規定ニ依ル特許ヲ受ケ運輸事業ヲ営ム者

附則

……以下略……

＜献辞＞

井田良君の退職を記念して、様々な想い、そして、感謝の念と共に、本小稿を捧げる。改めて編まれることとなった退職記念論集への寄稿を断念せざるを得ない状況中での苦肉の策ではあるが、御笑納戴ければ幸いである。